



電子情報技術産業協会技術レポート

Technical Report of Japan Electronics and Information Technology Industries Association

*JEITA CPR-6201*

**EN 301 549（欧州での公共調達に適した  
ICT製品とサービスのアクセシビリティ要件）と  
アクセシビリティ関連規格**

**EN 301 549 (Accessibility requirements suitable  
for public procurement of ICT products and services in Europe)  
and standards related to accessibility**

2019年3月制定

作 成

AV&IT 標準化委員会

AV & IT Standardization Committee

発 行

一般社団法人 電子情報技術産業協会

Japan Electronics and Information Technology Industries Association

## 目 次 (Contents)

ページ

## まえがき

1 適用範囲 (Scope)	1
2 一般的条件 (General conditions)	1
3 情報アクセシビリティ技術基準	2
4 情報アクセシビリティ関連標準の概説とその背景	2
4-1 ISO/IEC Guide 71 と ISO/TC 159	2
4-2 JIS X 8341 シリーズ	4
4-3 Web Content Accessibility Guidelines 2.0 (WCAG 2.0)	6
4-4 米国技術基準	6
5 欧州技術基準と他の標準・技術基準の比較	8
5-1 ISO/TC 159 規格との関係	8
5-2 JIS X 8341 シリーズとの関係	11
5-3 米国技術基準との関係	15
6 まとめ	20

附属書 EN 301 549 v1.1.2 日本語訳	22
----------------------------	----

解説	164
1 用語の解説	164
2 JIS 用語との相違	164
3 欧米における公共調達方法について	167
3-1 米国	167
3-2 欧州	167
4 改版について	167
5 審議委員	168

## まえがき

この技術レポートは、一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）の AV&IT 標準化委員会 EN 301 549 対応 PG において作成し、同委員会で審議、承認した。

この技術レポートは、JEITA TSC-16（電子情報技術産業規格類の作成基準）の様式によって作成した。

この技術レポートは、著作権法によって保護されている著作物であるため、許可なくこの規格の一部又はすべてを複製・転載することを禁止する。

この技術レポートは、この技術レポートの一部が、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権など）に抵触する可能性に関係なく制定されている。一般社団法人 電子情報技術産業協会は、このような工業所有権に係る確認について、責任はもたない。

## 電子情報技術産業協会技術レポート

# EN 301 549（欧州での公共調達に適した ICT 製品とサービスのアクセシビリティ要件）と アクセシビリティ関連規格

## EN 301 549 (Accessibility requirements suitable for public procurement of ICT products and services in Europe) and standards related to accessibility

### 1 適用範囲 (Scope)

この技術レポートは、国際的に通じる ICT 製品とサービスの情報アクセシビリティの基準である欧州技術標準 (EN 301 549) を紹介するとともに、既存のアクセシビリティ標準を俯瞰し、この欧州技術標準と国際規格や国内規格との関係を示したものである。製造者に対し、設計のための参考値としてグローバルで参照されている具体的な数値を紹介し、アクセシブルな IT 機器やサービスの普及の一助となることを目的とする。

**附属書**に EN 301 549 v1.1.2 の日本語翻訳を掲載する。翻訳をするに当たり、できる限り原文に忠実に訳した。日本語として理解しづらいものは、本文の用語を斜体で表し、**解説**にその説明を加えた。

EN 301 549 の著作権は ETSI (European Telecommunications Standards Institute : 欧州電気通信標準化機構) が所持しており、**附属書**の日本語翻訳は ETSI の許可のもと行った。

### 2 一般的条件 (General conditions)

このレポートの関連規格を次に示す。

**JIS S 0011:2013**, 高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活用製品における凸点及び凸バー [対応国際規格 : **ISO 24503:2011**, Ergonomics – Accessible design – Tactile dots and bars on consumer products]

**JIS S 0015:2018**, アクセシブルデザイン—消費生活用製品の音声案内 [対応国際規格 : **ISO CD 24551:2018**, Ergonomics – Accessible design – Spoken instructions of consumer products]

**JIS S 0032:2003**, 高齢者・障害者配慮設計指針—視覚表示物—日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法 [対応国際規格 : **ISO DIS 24509:2018**, Ergonomics – Accessible design – A method for estimating minimum legible font size for people at any age]

**JIS X 8341-1:2010**, 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 1 部 : 共通指針 [対応国際規格 : **ISO 9241-20:2008**, Ergonomics of human-system interaction – Part 20: Accessibility guidelines for information/communication technology (ICT) equipment and services]

**JIS X 8341-3:2016**, 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部 : ウェブコンテンツ [対応国際規格 : **ISO/IEC 40500:2012 (W3C)**, Information technology – W3C Web Content Accessibility Guidelines (**WCAG**) 2.0]

**ISO 9241-391:2016**, Ergonomics of human-system interaction – Part 391: Requirements, analysis and compliance test methods for the reduction of photosensitive seizures

**ITU-T Recommendation E.161 (02/2001)**, Arrangement of digits, letters and symbols on telephones and other devices that can be used for gaining access to a telephone network